

②火災予防査察に係る実施状況の分析並びに検証結果及び課題

福山地区消防組合火災予防査察規程で定められている査察防火対象物について、第2回福山地区消防組合火災予防査察調査委員会で報告された過去の立入検査状況からの分析を行うとともに、緊急火災予防査察を実施したホテル及び旅館の過去5年以上立入検査を行っていない25施設等について、施設ごとに作成した「立入検査実施集計表」に基づき立入検査の実施状況等を、また、現在の火災予防業務に係る実施状況を検証し、課題を抽出した。

1 緊急火災予防査察等からの分析

- (1) 2003年(平成15年)9月に適マーク制度が廃止となり、3階以上かつ収容人員30人以上300人未満の建物であっても立入検査を毎年行う必要がなくなった。
- (2) 消防庁から「社会福祉施設等への防火安全対策の指導の徹底について」の通知により、社会福祉施設を優先して立入検査を実施してきたため、ホテル及び旅館の立入検査が計画どおり実施できなかった。また、社会福祉施設の増加に伴う立入検査及び訓練指導に対応してきた。(P.38 図1 参照)
〔社会福祉施設等への立入検査及び訓練指導の実施件数は、2005年度(平成17年度)が307件、2011年度(平成23年度)は619件となっており、6年間で約2倍となった。〕
- (3) 長期間査察を実施していない防火対象物については、優先して計画し実施するところであるが、各署において統一的な取り扱いがなされていなかった。
- (4) 月ごとの査察計画は、担当者が過去の査察状況を考慮せず作成していた。
また、査察規程に基づく計画を作成するという意識が希薄であり、署所管内の全対象物をベースに作成されていなかった。
- (5) 消防用設備等の点検及び消防訓練の未実施については、立入検査結果通知書を交付することにとどまり、相手の改善の取り組みに期待し、改善計画書の提出を求めるなど改善を促す取り組みが十分に行われていなかった。
- (6) 緊急火災予防査察における査察実施数は休廃業等を除き123施設で、そのうち76施設(61.8%)が違対象物であった。また123施設のうち5年未満に査察を行っているものの違反施設数は、106施設中60施設(56.6%)であった。
一方で、5年以上査察を行っていないものの違反施設数は、17施設中16施設(94.1%)であった。(P.38 図2 参照)
- (7) 緊急火災予防査察における違対象物76施設のうち、消防用設備等点検結果報告書は、38施設と半数の施設が未提出である。そのうち、5年未満に査察を行っているものの未提出は、60施設中26施設(43.3%)であった。
一方で、5年以上査察を行っていないものの未提出は、16施設中12施設(75.0%)であった。(P.38 図3 参照)

2 火災予防業務の推進方策に係る検証からの分析について

(1) 分析の方法

火災予防業務の推進方策に係る検証を委員等に聞き取りし、予防業務事務処理の現状の分析並びに検証及び課題を抽出した。

(2) 分析の視点

予防業務に係る、全体の事務処理が十分であったか。

立入検査体制及びその後の違反是正が適正に行われていたか。

3 1及び2の検証及び課題

P.34 ～ 35 のとおり。

検証結果	課題
1) 査察対象物の抽出	
①年度査察計画（年度計画）	
<ul style="list-style-type: none"> 適マーク制度が廃止となり、ホテル及び旅館は立入検査を毎年行う必要がなくなった。 社会福祉施設等への対応などにより、計画どおり実施できていなかった。 査察計画は、作成に当たり査察執行基準を超え長期間査察を実施していない対象物データを基に計画する必要があるが、統一的行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 査察執行基準に基づき立入検査を実施することが必要である。 社会福祉施設等への対応(国の指示)も踏まえる中で、計画的な立入検査実施計画を作成する必要がある。 査察計画を作成する段階で、全体の対象物をベースに査察執行基準を超え長期間査察を実施していない対象物を抽出することで、立入検査漏れがないようチェック体制を整備することが必要である。 現行の体制で、査察規程の執行基準が達成可能であるか検証する必要がある。
②査察実施計画（月ごと計画）	
<ul style="list-style-type: none"> 現行の報告様式では、年度計画との整合性が図られていない。 担当者が過去の査察状況を考慮せず作成していた。また、査察規程に基づく計画を作成するという意識が希薄であり、署所管内の全対象物をベースに作成されていなかった。 月ごとの期間で、その進捗状況を常に把握・検証しておらず、計画の見直しが図られていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 査察計画を作成する段階で、査察規程に基づく執行基準に照らし合わせて査察未実施対象物をリストアップする必要がある。 月ごとの進捗状況を常に把握して着実に業務管理を行っていくことが必要である。
2) 立入検査体制	
①立入検査の実施体制	
<ul style="list-style-type: none"> 予防係における立入検査は、建築同意事務、住民に対する防火指導等により計画どおり実施できないことがある。 各署所により警防係が実施する立入検査の対象物の種別・用途が異なっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査の実施の効率化を図るため、警防係による立入検査の体制作りが必要である。そのためには、予防係の指導により現地研修と座学を並行して行うなど、警防係のレベルアップを図り、立入検査の範囲を拡大していくことが必要である。
②実効性のある立入検査	
<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項のある対象物への立入検査時に職員の指導対応が異なっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査時に、違反事項に対してより実効性のある統一した改善方法を提示する必要がある。
③立入検査指導経過の記録不備	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの指導経過が要約されているため、結果の詳細や判断の根拠が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導事項を具体的に記載し、法的根拠を明確にし、誰が見ても状況を把握でき、また複数の職員で確認するなど、チェック体制を充実する必要がある。
④前回の査察と指摘内容が異なっている。	
<ul style="list-style-type: none"> 立入検査における着眼点や判断基準が統一的でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項について、署所間の判断基準を統一し、明確にする必要がある。
⑤関係部局との連携	
<ul style="list-style-type: none"> 消防単独で立入検査を実施した際に、建築基準法等違反の疑いを確認した場合は、関係部局へ情報提供することとしているが、提供内容及び指導経過等が記録されていないものがあつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等で、建築基準法等の違反の疑いを確認した場合は、関係部局と情報を共有する必要がある。また、より連携を密にして対応の徹底を図ることが必要である。
3) 是正指導	
①継続した是正指導が行われていない。	
<ul style="list-style-type: none"> 違反対象物に対して、立入検査結果通知書を交付することにとどまり、所有者等の改善の取り組みに期待し、継続した是正への取り組みが行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 是正内容の履行状況を追跡確認するとともに、改善計画書の提出を求めるなど、効果的な指導を継続的に取り組む必要がある。
②違反処理への移行	
<ul style="list-style-type: none"> 是正指導に従わない対象物の所有者等に対して、違反処理が行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 違反の内容又は火災被害の重大性等に着目し、時機を失することなく違反処理が行えるよう、違反処理講習会を定期的を開催するなど、業務能力向上への取り組みが必要である。

緊急火災予防査察の実施結果について

- 1 査察対象物 ホテル・旅館等
- 2 査察実施日 5月14日（月）～25日（金）
- 3 査察実施対象物数 202棟（146施設）
- 4 査察実施結果

		5年未満に査察を行っているもの	5年以上査察を行っていないもの
良好対象物数* ¹	55棟（47施設）	54棟（46施設）	1棟（1施設）
違反対象物数* ²	122棟（76施設）	104棟（60施設）	18棟（16施設）
休廃業等対象物数	25棟（23施設）	5棟（5施設）	20棟（18施設）
合 計	202棟（146施設）	163棟（111施設）	39棟（35施設）
違反率(* ² ÷(* ¹ +* ²))	68.9%（61.8%）	65.8%（56.6%）	94.7%（94.1%）

（ ）は施設数

違反事項の内訳	総 件 数	違反対象物の中で5年未満に査察を行っているもの 104棟（60施設）	違反対象物の中で5年以上査察を行っていないもの 18棟（16施設）
消防用設備等（消防法第17条）	91（79）	74（62）	17（17）
消火器具	13（11）	12（10）	1（1）
屋内消火栓設備	3（3）	2（2）	1（1）
自動火災報知設備	24（22）	18（16）	6（6）
消防機関へ通報する火災報知設備	2（2）	2（2）	0（0）
非常警報設備（器具）	6（6）	4（4）	2（2）
避難器具	7（7）	6（6）	1（1）
誘導灯	28（21）	24（17）	4（4）
その他の消防用設備等	8（7）	6（5）	2（2）
防火管理（消防法第8条）	109（62）	99（53）	10（9）
防火管理者	7（5）	6（4）	1（1）
消防計画	12（9）	11（8）	1（1）
消防訓練	90（48）	82（41）	8（7）
その他（消防法第8条ほか）	133（112）	102（82）	31（30）
防災規制	43（36）	35（28）	8（8）
消防用設備等点検結果報告	44（38）	31（26）	13（12）
防火対象物点検結果報告	8（5）	7（4）	1（1）
避難上必要な施設等の管理	13（12）	10（9）	3（3）
その他の消防法令違反	25（21）	19（15）	6（6）
合 計	333（253）	275（197）	58（56）

5 違反対象物に対する今後の方策

- (1) 違反事項がある対象物の関係者へ立入検査結果通知書を交付している。
以後、随時電話等で履行状況を追跡確認するとともに、改善の報告があった際は、職員による立入検査を実施し改善事項を確認する。
- (2) 改善の報告がない場合は、改善計画書の提出を求める。